

会津若松市ゆめみらい応援事業 募集要項

1. 趣旨

将来の夢や目的を明確に持ち、志を高く持って、グローバルに活躍できる人材を育成することを目的に、学業、スポーツ又は文化芸術の分野における成績が特に優秀であり、大学・短期大学・専修学校（専門課程）に進学する本市の学生を支援するための事業です。

2. 申請要件

以下のいずれの各項にも該当する者

- (1) 生計維持者（申請者の生計を主として維持する者）が会津若松市の区域内に継続して1年以上住所を有していること。
- (2) 学業、スポーツ又は文化芸術の分野における成績が特に優秀である者
- (3) 次のいずれかの大学等に合格した者で、令和8年度に入学予定の者
 - ① 学校教育法の規定に基づく短期大学、大学又は専修学校の専門課程に進学予定の者
 - ② 海外のその国における教育制度による短期大学、大学等に進学予定の者
- (4) 学業、スポーツ又は文化芸術の分野の活動を大学等で継続する者
- (5) 生計維持者及び申請者が市税等を滞納していないこと。

3. 支援額等

- (1) 支援額：年額100万円
- (2) 交付回数：大学等の正規の修業年限を修了する年度まで継続して交付の申請が可能
- (3) 交付方法：申請者本人名義の金融機関口座へ振込
- (4) 採用人数：2名 ※会津若松市ゆめみらい応援事業選考委員会において選考します。

4. 申請手続

(1) 提出書類

次の①～⑦を提出してください。

- ① 会津若松市ゆめみらい応援事業支援金交付申請書（様式第1号）
- ② 出身学校長又は在学学校長の推薦調書（様式第2号）
 - 推薦調書は学校が封をしたものを開封しないで提出してください。
 - 評価欄については、各学校の調査書等の添付で代用可能です。ただし、それ以外の欄は記入及び学校長印の押印が必要ですので、ご注意ください。
 - 高等学校を既卒の場合で、出身学校長の推薦調書を取得することが困難な場合は、高等学校発行の調査書又は修学期間の学業成績を証明できる書類の提出のみでも可能です。
- ※ 学校における成績に関する記録の保存期間は、学校教育法施行規則により卒業後5年となっています。
- ③ スポーツ又は文化芸術の分野における成績を証明する書類
※ スポーツ又は文化芸術の分野で支援金の交付を希望する申請者のみ提出してください。
- ④ 自己推薦書（様式第3号）
- ⑤ 生計維持者及び申請者の納税証明書
※ 申請者が未成年（令和7年4月1日時点において18歳未満の者）であり、かつ、納税義務を有しない場合は、生計維持者の納税証明書のみ提出してください。
- ⑥ 生計維持者及び申請者の住民票謄本（続柄が分かるもの）
- ⑦ レポート
 - 詳細は下記の「5. 選考（1）一次選考 ②レポート審査」をご確認ください。

(2) 提出先（持参又は郵送）

会津若松市教育委員会 教育総務課 総務グループ

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号（会津若松市役所 本庁舎3階） TEL0242-39-1302

(3) 申請期間

令和7年11月4日（火）～令和8年1月30日（金）※当日必着

5. 選考方法

(1) 一次選考

- ① 書類審査
- ② レポート審査

任意の用紙に次の2つのテーマに沿った上で、1,200文字程度で記述（直筆又はパソコン等で作成されたもの）し、提出してください。

【テーマ】

- ・今まで取り組んできたこと
- ・今後何を学びたいか、将来、何になりたいと思っているか 等

(2) 二次選考

面接（プレゼンテーション及び質疑応答）

令和8年3月頃（会津若松市役所 本庁舎内）

※場合によっては、オンライン面接も可能です。

6. 選考と決定

- (1) 学業、スポーツ又は文化芸術の分野における成績や志望動機、学校長からの推薦調書などについて、総合的に判断し、一次選考を実施します。一次選考の結果については、申請者全員に通知します。
- (2) 一次選考通過者は、二次選考を実施しますので、一次選考の結果と併せて二次選考の案内を通知します。
- (3) 会津若松市ゆめみらい応援事業選考委員会による二次選考の結果を基に、教育委員会が交付決定者を決定します。
- (4) 3月下旬頃、二次選考の選考結果を本人に通知します。

7. 決定後の手続き

- (1) 決定通知があったときは、誓約書（様式第6号）及び合格決定通知の写しを提出してください。
- (2) 大学等入学後、大学等の在学を証する書類の写しを提出いただいたうえで、本人名義の口座に振込みます。
- (3) 入学後2年目以降も継続して交付を受けようとする場合は、会津若松市ゆめみらい応援事業支援金交付継続申請書（様式第7号）、大学等の在学証明書、大学等が発行する成績証明書、活動報告書（当該年度の自身の活動を報告するもの）を提出していただきます。ただし、継続を希望しても、成績状況等によっては交付を取り消す場合があります。

8. 意見交換会の実施について

- ・令和8年3月26日（木）に交付決定者のオリエンテーションを実施します。皆さんの疑問や不安を解消し、安心して本制度を利用いただくための場です。交付決定者はぜひご参加ください。
- ・オリエンテーション開催にあたり「氏名」及び「進学校」情報について、出席者に情報提供させていただきますので、あらかじめご了承ください。

9. 留意事項

- ・本事業は、本市の学生が将来の夢や目標を達成できるよう、その一步を踏み出す挑戦を後押しすることを目的としております。交付決定者の大学等卒業後の進路等について制約を課するものではありません。
- ・また、年度毎に予算の範囲内で実施するものであることから、修業年限の終期まで支援金を交付することを保証するものではありません。
- ・本制度の詳細につきましては、「会津若松市ゆめみらい応援事業支援金交付要綱」でご確認ください。